

# 「東京 島じまん食材使用店」登録制度実施要領

平成26年5月7日

26産労農安第40号

改正 令和2年3月17日

31産労農安第1461号

改正 令和3年6月22日

3産労農安第415号

## 第1 趣旨

東京の島々では、豊富な水産物や温暖な気候を活かした魅力的な農産物が生産されている。島の振興のためには、これらの農林水産物を島外に出荷していくことはもとより、観光客等の来島者に提供するなど、島内の地産地消を進めていくことも重要である。

しかし、都民の食の安全安心に対する関心の高まりや地産地消を求める声が高まっているにもかかわらず、生産量及び流通量が限られている島しょ産農林水産物については、消費者に十分に認知されていない状況にある。このため、「東京島じまん食材使用店（以下「島使用店」という。）登録制度を実施することにより、島しょ産農林水産物を都民にPRし、消費の拡大を図るとともに生産拡大につなげていく。

## 第2 制度の内容

島しょ産農林水産物を積極的に使用している飲食店等を島使用店として東京都が登録し、その情報を積極的に公開すること等を通じて、島しょ地域の飲食店等における地産地消の取組拡大や消費者の島しょ産農林水産物への理解促進を図り、消費及び生産の拡大につなげる。

## 第3 島しょ産農林水産物の定義

- 1 島しょ産農林水産物とは、伊豆諸島及び小笠原諸島で生産または水揚げされた農林水産物
- 2 上記の農林水産物を加工したもの。

## 第4 登録対象店

都内の島しょ地域において営業している飲食店等とする。

## 第5 登録条件

島しょ地域の飲食店等については、以下の全ての条件を満たすものとする。

- 1 島しょ産農林水産物を、おおむね年間を通じて使用しているか、来島者の多い時期に使用し、島しょの特徴的な料理や独自に創作した料理で提供できること。
- 2 島しょ産農林水産物の情報を店内、メニュー等に表示するなどして積極的に来島者に提供し、島しょにおける地産地消の推進につながる取組を行っていること。
- 3 島しょ観光の振興に貢献する意欲があること。
- 4 東京都による申請書記載内容の公開（ホームページ等への掲載、マスコミ等への紹介等）を承諾し、東京都が実施する食育・地産地消推進のための施策に協力すること。

## 第6 申請方法

登録を希望する者は、「東京 島じまん食材使用店」新規登録申請書（別紙様式1）に必要事項を記入し、知事に提出する。

## 第7 申請期間

申請受付期間は、別途定めて公表する。

## 第8 登録

- 1 知事は、受理した申請書の内容を確認し、別に定める審査会に意見を聞いたうえで、登録条件を満たす申請店舗を島使用店として登録する。
- 2 知事は、登録の可否を申請者に通知する。
- 3 前項の審査会について必要な事項は別に定める。

## 第9 登録証の交付

知事は、島使用店に対し登録証及びロゴ入り表示看板等を交付する。また、島使用店の希望に応じてロゴデータを提供する。島使用店は提供されたデータに基づき表示看板等を作成することができる。

## 第10 現地確認

知事は、登録にあたり現地確認を行うことができる。

## 第11 島使用店の責務

島使用店は次の責務を有する。

- 1 島しょ産農林水産物を、島しょの特徴的な料理や独自に創作した料理で、来店者に積極的に提供する。なお、料理を提供できない期間がある場合は、その旨を店頭、メニュー、ホームページ等で明示するなど、来店者に対して情報提供すること。
- 2 交付された登録証、表示看板等を店頭又は店内の見やすいところに掲示し、自ら島使用店であることをPRする。また、インターネット等で店に関する情報を発信する際は、可能な限り島使用店であることを明記する。
- 3 メニュー等に島使用店のロゴ等を活用し、島使用店であることを積極的に記載する。
- 4 使用する島しょ産農林水産物の産地等を可能な限り町村名までメニュー又は見やすい場所に掲示し、来店者に島しょ産農林水産物やその関連情報を説明できるようにする。

## 第12 登録期間

登録期間は、登録年度の次々年度末とし、以後3年毎に更新する。

## 第13 登録の更新

- 1 島使用店は、登録期間満了後も引き続き登録を継続しようとする場合は、「東京 島じまん食材使用店」更新申請書（別紙様式2）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、島使用店の登録継続の意思と登録条件に反していないことを確認のうえ、登録を更新し、島使用店に対し、登録証を交付する。

## 第14 登録の辞退

前記第5の登録条件に合致しなくなった場合や登録の継続更新を希望しない場合、事業者は、「東京 島じまん食材使用店」登録辞退届（別紙様式3）を知事

に提出する。

## 第15 登録の取消

知事は、申請書の記載内容に虚偽があった場合、また島使用店が食品衛生法等食品関係法令や条例に違反があった場合、また、登録条件及び島使用店の責務の要件に合致していないと認められる場合は、島使用店の登録を取り消すことができる。また、申請書の記載内容について、故意または重大な過失による虚偽があった場合については、島使用店名、事業者名及びその理由を公表する。

## 第16 登録証及び表示看板の返還

前記第14の登録の辞退または第15の登録の取消があった場合、事業者は、速やかに登録証及び表示看板を返還する。

## 第17 島使用店のPR及び島使用店に対する情報提供

東京都は、ホームページ等で島使用店を広報するほか、マスコミ等に紹介する。

また、島使用店に対し、都内産農林水産物や食に関する情報提供等を行う。

## 第18 店舗の表彰

- 1 知事は、島使用店として特に取組が優れていると認められる店舗に対して、感謝状を贈呈することができる。
- 2 前項の選定にあたっては、審査会において、意見を聞くことができる。

## 第19 その他

この要領に定めるもののほか、「東京 島じまん食材使用店」登録制度に必要な事項は別に定めるものとする。

### 附 則

この要領は、決定の日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和2年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月22日から施行する。